

春風小学校校舎改築工事に係る工事請負変更契約締結に関する意見決定の件

春風小学校校舎改築工事に係る工事請負変更契約を締結するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和元年11月13日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

別紙

春風小学校校舎改築工事に係る工事請負変更契約締結に関する意見

春風小学校校舎改築工事に係る工事請負変更契約を締結することについて、異議はありません。

令和元年11月13日

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

工事請負契約変更の件

令和元年7月8日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和元年12月 日提出

西宮市長 石井登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第22号	契約金額「金2,678,400,000円」を「金2,687,840,180円」に変更する。

(参考)

- 変更理由 平成31年3月適用の労務単価等に係る特例措置適用及び構造躯体に関連した設計内容の変更に伴い、工事費用の増額が生じたため。
- 原契約の目的 春風小学校校舎改築工事
- 契約の相手方 西宮市池田町12番20号
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 工期 令和元年7月9日から令和4年3月31日まで

特例措置適用による工事請負変更契約締結について

1 特例措置の概要と契約額変更の趣旨について

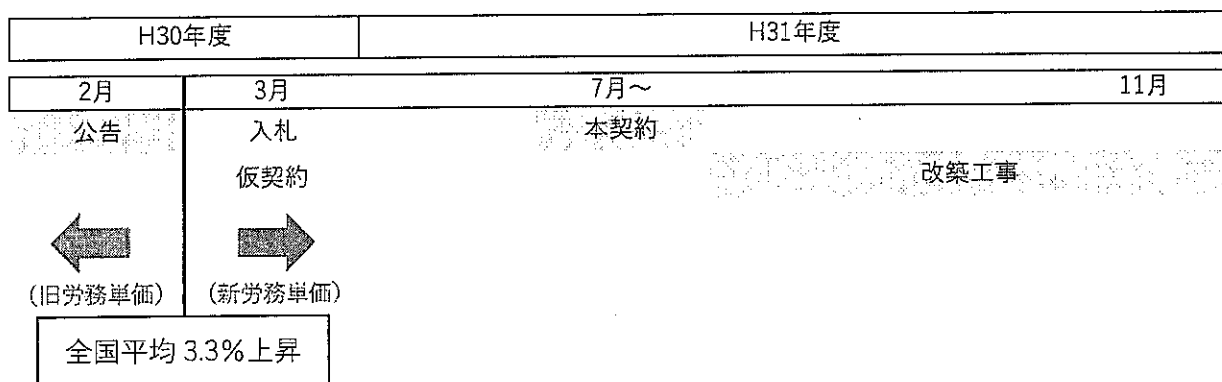
建設工事において、技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。国土交通省では、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。国土交通省の通知（平成31年2月22日付国土入企第55号）により、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成30年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で3.3%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となりました。また、今回の労務単価の改訂を踏まえて、公共工事等の契約額を増額変更する特例措置を講じ、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう国から県を通じて各地方公共団体へ通知がありました。

この通知を受け、本市としても同様の措置として「平成31年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」が各所管課へ通知されました。

このことを受け、春風小学校校舎改築工事についても特例措置を適用し、契約額を増額変更します。

2 本工事への特例措置適用について

本措置は、平成31年3月1日以降に契約を予定している工事請負や業務委託について、契約時点の物価（労務費や資材費等）を契約額に反映させることを目的としています。具台的な取り扱い、平成31年3月1日以降に契約を締結する公共工事等について、設計額が旧労務単価により積算された案件については、新労務単価に基づき設計額を積算しなおし、契約額を増額変更するものです。春風小学校校舎改築工事は、以下のとおり事業を進めており、入札公告時（平成31年2月）から契約時における上昇分を特例措置の適用により契約額に反映させる必要があります。



令和1年12月定例会 〇〇常任委員会
議案資料
令和1年12月〇日

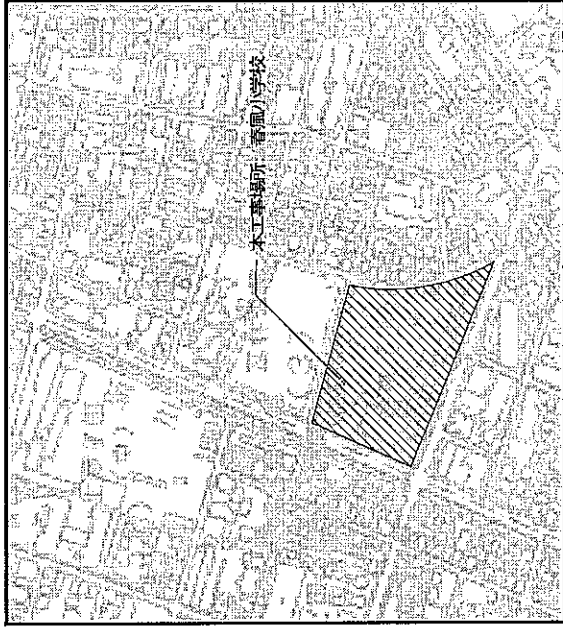
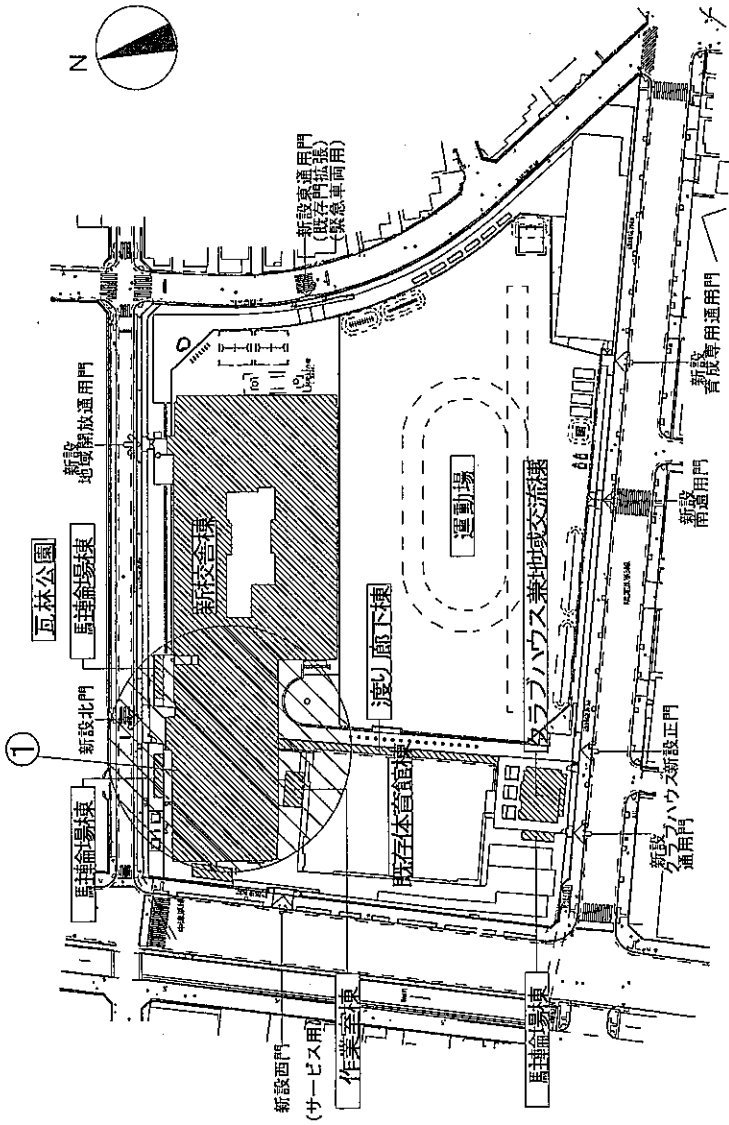
※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

(議案第〇〇〇号)
工事請負契約変更の件
春風小学校校舎改築工事

[参考資料]

教育委員会事務局教育総括室学校施設設計画課
土木局営繕部営繕課

配置図・付近見取図



本工事場所 : 西宮市上甲子園3丁目89番、105番2

工事概要

	工 種
①	1階プール棟柱主筋本数変更 他